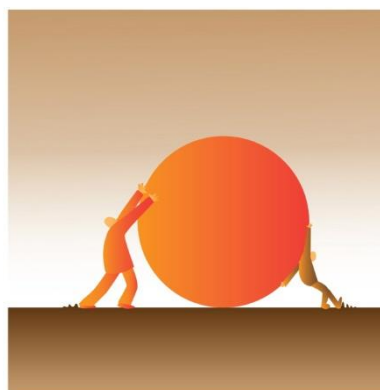


五島市障害福祉サービス 支給決定基準

第6版



五 島 市

(R4. 4. 1 改訂)

～五島市障害福祉サービス支給基準
目 次～

第1章 障害福祉サービスの支給決定基準の概要

第1節 はじめに	… 1
第2節 障害福祉サービスの支給決定における考え	… 1
第3節 サービスの支給決定基準の視点	… 1
第4節 サービス支給決定基準として定めるもの	… 2
第5節 サービス利用計画作成に係る支給決定基準	… 2

第2章 障害福祉サービス利用までのながれ

第1節 相談窓口	… 6
第2節 事業所一覧	… 6
第3節 サービス利用までのながれ	… 6

第3章 介護給付の種類とサービス内容、要否の判断基準

第1節 訪問系サービス	… 7
第2節 日中活動系サービス	… 11
第3節 居住系サービス	… 15
第4節 障害児サービス	… 17
第5節 地域相談支援	… 18

第4章 介護（相談支援）給付の各障がい福祉とサービスの期間

第1節 介護（相談支援）給付の各障がい福祉とサービスの期間	… 22
第2節 訓練給付サービスの期間	… 22

第5章 介護（相談支援）給付の支給基準

第1節 訪問系サービスの基準	… 23
第2節 日中活動系、居住系サービスの基準（支給量）	… 27
第3節 訓練給付サービスの基準	… 27
第4節 地域生活支援	… 28

第6章 計画相談支援給付の支給基準

第1節 計画相談支援基準	… 28
第2節 モニタリング期間の設定について	… 30

第1章 障害福祉サービスの支給決定基準の概要

第1節 はじめに

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する障害福祉サービスに係る介護給付費等、法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付費等及び第77条に規定する地域生活支援事業の給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等（以下これらを「給付費等」という。）の支給決定に当たり、支給申請者の勘案事項（法第22条第1項に規定する事項及び同項の厚生労働省令で定める事項並びに児童福祉法第1条の7第1項に規定する事項及び同項の厚生労働省令で定める事項並びに児童福祉法第21条の5の7第1項に規定する事項及び同項の厚生労働省令で定める事項をいう。）を当該申請書ごとに勘案し、給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否及び支給量の決定に必要な事項を定めるものとします。

第2節 障害福祉サービスの支給決定における考え

障害福祉サービスの支給決定では、個々の障がいのある人への支援の必要性に着目して、公費で助成すべき福祉サービスの種類や量を定めることとなるため、福祉サービスの適正な運用には、この障害福祉サービスの支給決定が、適正・公正に行われることが重要です。

このため、五島市では障がいのある人の地域での生活を公費で支援する範囲を定めた、障害福祉サービス支給基準ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）を策定します。

第3節 サービス支給決定基準の視点

ガイドラインは、障害福祉サービスの支給申請者に、公費で助成すべき福祉サービスの種類とサービス支給決定基準（支給量）を決定する際の判定基準となるものです。

このことは、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な支援を明らかにするとともに、その人の生活を支援するケアプランを作成することを目的に下記の視点を明らかにします。

<ガイドラインの視点>

（1）利用者にわかりやすい支給決定

障害福祉サービスの申請から支給決定の経過を利用しやすく、わかりやすいものにします。

（2）サービス利用要件の明示及び公費によるサービス支給決定基準の設定

障害福祉サービスの利用要件を明示することによって、利用者の申請の円滑化を図るため、支給決定の検討基準となるサービス支給決定基準を明示します。

（3）支援の必要性の把握

介護給付の場合は、障害支援区分認定調査票（80項目）、特記事項・概況調査票サービスの利用状況票と、利用者（申請者）からの利用希望意向等を把握し、地域生活において必要な支援の必要度を明確にした上で支給決定が行えるようにします。

児童については、障がい児に心身の状況（５領域１０項目）、保護者の状況等の聞き取り調査によって、支給決定を行います。

また、訓練等給付においても障害支援区分認定調査票（８０項目）のスコア判定で勘案します。

第４節 サービス支給決定基準として定めるもの

（１）障害者福祉サービス

○ 介護給付

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 療養介護 生活介護
短期入所 施設入所支援 重度障害者等包括支援

○ 訓練等給付

自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 共同生活援助
自立生活援助

（２）障害児福祉サービス

○ 自立支援給付

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援

○ 訓練等給付 障害児通所支援

児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援

（３）計画相談支援

（４）地域相談支援

地域移行支援 地域定着支援

（５）地域生活支援事業

日中一時支援 移動支援

第５節 サービス利用計画作成に係る支給決定基準

（この基準は令和４年３月から適用）

（１）全般的事項

- ① サービスの内容において、目的等が同様であるものについての併給は不可です。
- ② 同一時間帯における複数サービス利用は不可です。
- ③ 利用者や介護者の状態、状況が急変した場合は月途中の計画の変更は可能です。

（２）訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

- ① 身体介護は２４時間利用可能です。
- ② １回当たりの標準利用可能時間は、身体介護３時間以内、家事援助は１．５時間以内を基本とします。
- ③ 居住系サービス利用者は、原則として居宅介護は利用できません。

- ④ 月5週として支給量を計算するが、月により不足が生じる場合は回数にあてはめて計算します。
- ⑤ 障がいのある児童への居宅介護は、年齢や障がいの程度、保護者（主たる介護者）の有無や心身の状況を勘案し、利用の可否を決定します。
- ⑥ 共同生活援助利用者で、慢性疾患等で医師の指示により、定期的に通院が必要である場合に限り、居宅介護における通院介助や通院等乗降介助の利用は可能とします。
- ⑦ 共同生活住居利用者（体験的な利用を行う者を含む。）は、原則として居宅介護及び重度訪問介護の利用は不可とします。ただし、共同生活援助利用者で障害支援区分4以上かつ行動援護又は重度訪問介護対象者は利用可能とします。

（3）日中活動系サービス

- ① 同一時間帯の他サービス利用は、不可とします。
- ② 複数のサービスの同日利用は、原則として認めません。
- ③ 支援の進捗状況に応じ、通所によるサービスと自宅等の訪問によるサービス（機能訓練）を組み合わせ、段階的に実施します。
- ④ 月5週として支給量を計算しますが、月により不足が生じる場合は回数に当てはめて計算します。
- ⑤ 複数のサービスの同一月利用は、原則として認めません。ただし、生活訓練の期間満了前1ヶ月は就労継続支援B型との併用を認めます。
（例えば、月・水・金は生活訓練、火・木は就労継続支援B型など）

（4）居住系サービス

- ① 原則として毎日利用することができます。
- ② 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の利用は原則として不可です。
- ③ 短期入所は原則として利用不可です。

（5）計画相談支援及び障がい児相談支援

全ての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者等を対象として計画相談支援を行います。

（6）地域相談支援

① 地域移行支援

障害者支援施設に入所、又は長期に精神科病院に入院している者で、地域生活への移行に支援が必要な者に支給決定します。また、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている保護施設（『救護施設』『厚生施設』）に入所している者、及び『矯正施設』に入所しており矯正施設長が施設外で処遇を行うことを認め障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者にも支給決定します。
〈対象〉・障害者支援施設、のぞみ園又は療養介護を行う病院に入所している障がい

者。(児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。)

障害者支援施設とは

障害者支援施設とは、障害者の方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設です

- ・精神科病院に入院する精神障がい者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれます。直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とします。ただし、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象とします。
- ・グループホーム等の生活の場の支援を1年以上受けている者が、地域の一般住宅への居住を希望し、地域移行支援を行わなければ、グループホーム等の生活支援の長期化が見込まれる者についても対象とします。

② 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。(入居後において、利用者及び賃借人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整の支援を行う。)

〈対象〉・地域移行支援利用にて地域移行した障がい者であって

- ア) 単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。
- イ) 家族と同居している障がい者であっても当該家族等が障がい、疾病等のために、緊急時の支援が見込めない状況にある者。

(7) 介護保険対象者については、下記の考えを基本とします。

介護保険法の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付は、障害者総合支援法の自立支援給付に優先します。(障害者総合支援法施行令第2条)

- ① 障害福祉サービスを受給している者が、65歳に到達し介護保険による同種のサービスを利用することとなった場合において、当該介護給付サービスは、誕生日が月の初日の場合は当該誕生月の前月まで、誕生日が2日以降の場合は誕生月の属する月まで支給します。
- ② 障害福祉サービスを受給している者が、40歳から65歳未満において受給中のサービスと同種の介護保険サービスを利用することとなった場合は、当該介護給付サービスを原則介護保険でのサービスの支給月の前日までとします。
- ③ 介護保険に相当するものがない、障害福祉サービス固有のサービスと認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援については障害福祉サービスから支給します。

* ただし、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援については、介護保険法第7条第3項第2号に掲げる者に該当する者(介護保険第2号被保険者)

④ 介護保険対象者であるが、要介護認定を受けていない場合は申請勧奨します。

＊ ただし、【要介護５】の区分支給限度額を使いきっても、なおヘルパーによる身体介護が必要であると認められる場合については、下記の要件を全て満たす場合は身体介護又は重度訪問介護の支給検討をしますので、市役所社会福祉課障がい福祉班へご相談ください。

- ・ 医師により筋委縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者であり、支援の内容について自己決定が可能であること。
- ・ 介護保険の要介護認定において【要介護５】であること。
- ・ 【要介護５】の区分支給限度額を全て使いきっていること。
（その中身について訪問介護が５０％以上であること）
- ・ 障害区分認定において【区分６】であり、通所サービスや短期入所サービスを利用できるような状態にない者。
- ・ 吸引等の医療行為が頻回に必要な状態であること。
- ・ サービスに係る支給量の調整率が０．４９未満であること。（別表に記載）

第2章 障害福祉サービス利用までのながれ

第1節 相談窓口

- (1) 市役所 本庁 社会福祉課 障がい福祉班
支所 窓口班

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、在宅障害福祉サービス、施設障害福祉サービスの利用等に関する窓口です。

- (2) 相談支援センター（サポートセンターゆうなぎ）

障害福祉サービスに関する相談や各種の相談支援の充実を図るため、市役所以外の身近な相談窓口として委託相談支援事業所があります。

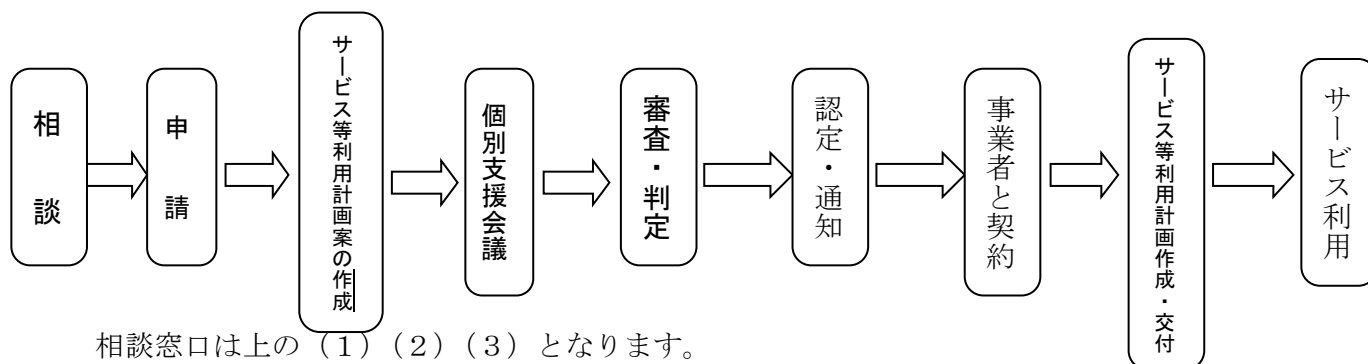
- (3) 指定特定相談支援事業者

障害福祉サービス等支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援計画案を作成します。また、支給決定または変更後には、サービス提供事業者等との連絡調整を行う窓口です。サービス利用後には、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し支援も行います。（五島市が指定を行います。）

第2節 事業所一覧

事業内容	事業所名	電話番号	住所
サービス等利用計画作成・基本相談支援	社会福祉法人さゆり会 サポートセンターゆうなぎ	72-4710	木場町
〃	五島福祉情報相談センター	74-2944	木場町
〃	社会福祉法人 福江福祉会 相談支援センター たいよう	88-9755	東浜町
〃	株式会社 あゆみの郷 ^{さと} 相談支援事業所 あゆみの郷 ^{さと}	83-1085	岐宿町 中嶽
〃	特定非営利活動法人 相談支援事業所 あいりす	090 -6773 -0292	福江町

第3節 サービス利用までのながれ



* 申請からサービス利用までは、新規の方の場合で概ね１月かかる場合もあります。

第3章 介護給付の種類とサービス内容、要否の判断基準

第1節 訪問系サービス

サービスの種類		サービスの内容	対 象 者	
			障がい者 又は障がい児	障害支援区分との関係
居 宅 介 護	身体介護 中心	入浴、排泄又は食事の介護など身体介護を中心としたサービスの支援を行います。	障がい者 又は障がい児	障害支援区分が区分1以上で、次の要件に該当する者が対象となります。 ① 障害支援区分の認定調査項目のうち「移動」「入浴」「食事」「排泄」「排便」のうち1つ以上、全介助または一部介助の支援を必要とする者 ② ①の支援に適切な介助者を得ることができない場合 ③ 児童の場合は、以下の場合が対象となります。 ・児童が多動（常時見守りを要する程度）または、身体が大きいなど、1人の保護者だけでは介助できない場合 ・排泄、入浴、着替え時等に、同姓介助が望ましい場合 ・重度障がい児（医療的ケア児含む）を介護する際に、1人の保護者だけでは介助できない場合 ・保護者自身の障がいや疾病、心身の疲労により、障がい児の介護が困難な状態にある場合
	家事援助	調理、掃除、洗濯など家事援助を中心としたサービスの支援を行います。	障がい者 又は障がい児	障害支援区分が区分1以上で、次の要件に該当する者が対象となります。 ① 障害支援区分の認定調査項目のうち「移動」「入浴」「食事」「排泄」「排便」のうち1つ以上、全介助または一部介助の支援を必要とする者 * 児童の場合は簡易な認定調査表になります ② 「調理」「掃除」「洗濯」「買物」等の家事に全介助または見守り、一部介助の支援を必要とする者 ③ ②の支援に適切な支援者を得ることができない場合や社会資源を利用してもなお、支援を必要とする場合 ④ 児童の場合は、以下の場合が対象となります。 ・保護者自身の障がいや疾病、心身の疲労により、家事が困難な状態にある場合 ・重度障がい児（医療的ケア児含む）の介護を行っている保護者の介護時間を確保するための家事を援助する場合であって、他者の支援が受けられない時間帯 * ①の要件は、知的・精神障がい者の判断基準になりません

サービスの種類		サービスの内容	対 象 者	
			障がい者 又は障がい児	障害支援区分との関係
居 宅 介 護	通院等介助（身体介護を伴う場合）	通院等介助（通院等又は官公署へ移動のための屋内外における移動等の介助または通院先での受診の手続き、移動等の介助）が中心であるサービスで身体介護を伴う支援を行います。	障がい者 又は障がい児	障害支援区分が区分２以上で、次のいずれか１つ以上に認定されている者が対象となります。 （ア）「歩行」：「できない」 （イ）「移乗」：「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 （ウ）「排尿」：「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 （エ）「排便」：「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 （オ）「移動」：「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 ①児童の場合は、重度障がい児（医療的ケア児含む）の通院時に、１人の付き添いだけでは通院が困難であって、他者の支援が受けられない場合
	通院等介助（身体介護を伴わない場合）	通院等介助（通院等又は官公署へ移動のための屋内外における移動等の介助または通院先での受診の手続き、移動等の介助）が中心で身体介護を伴わない支援を行います。	障がい者 又は障がい児	障害支援区分が区分１以上であり、一人通院が困難な者が対象となります。
	通院等乗降介助	通院等又は官公署へ移動のため、自ら運転する車両への乗降又は降車の介助を伴うとともに、併せて乗車前、若しくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先での受診の手続き、移動等の介助を行います。	障がい者 又は障がい児	障害支援区分が区分１以上で、次の要件のいずれも満たす場合が対象になります。 ① 自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を必要とする者 ② 乗車前もしくは乗車後の屋内外における移動等の介助又は、通院先での受診等の手続き、移動等の介助を必要とする者 ③児童の場合は、重度障がい児（医療的ケア児含む）の通院時に、１人の付き添いだけでは通院が困難であって、他者の支援が受けられない場合

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者又は障がい児	障害支援区分との関係
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする者に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。	常時介護を要する重度の障がい者又は障がい児であってその介護の程度が著しく高い者	身体障がいについては、障害支援区分が区分４以上で、次の要件のいずれも満たす場合が対象になります。 ① 二肢以上に麻痺があること ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが、「できる」以外に認定されている者 知的障がい又は精神障がいについては、障害支援区分が区分４以上で、行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要する者 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（11項目）の合計点数が１０点以上である者 長時間滞在型の重度訪問介護については、１日につき３時間超の支給決定を基本とする一方で、ホームヘルパーの１日当たりの費用を勘案して８時間を区切りとする単価設定とする。その際、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者が対象となります。 ① 重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者については１５％ ② 障害支援区分が区分６の者については、７．５％
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	視覚障がい者	【身体介護を伴わない場合】 同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ「移動障害」の点数が１点以上の者が対象となります。 【身体介護を伴う場合】 下記のいずれにも該当する者が対象になります。 ① 同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ「移動障害」の点数が１点以上の者 ② 区分２以上に該当する ③ 障害支援区分認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者又は障がい児	障害支援区分との関係
			(ア)「歩行」:「できない」 (イ)「移乗」:「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 (ウ)「排尿」:「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 (エ)「排便」:「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 (オ)「移動」:「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」
行動援護	知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい障がいがあり、常時介護を要する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者又は障がい児であって常時介護を要する者	障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する１２項目中、評価合計１０点以上を対象 ＊介護保険給付対象者で【障害福祉サービスの生活介護サービス又は共同生活介護サービスを利用している者】を除く者は対象となる。 ＊別紙１
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供します。	常時介護を要する重度の障がい者又は障がい児であってその介護の程度が著しく高い者	障害支援区分が区分６（障がい児にあつては区分６に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度知的障がい者 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１１項目）の合計点数が１０点以上である者 ＊別紙１

第2節 日中活動系サービス

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者又は障がい児	障害支援区分との関係
生活介護	障害者施設等において入浴、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生産活動の向上のために行われる必要な援助を行います。	常時介護が必要な障がい者	地域や施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援の必要な者であり、次の要件に該当する者 ① 障害支援区分が区分3（障害者援護施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者援護施設等に入所する場合は区分3）以上である者 ③ 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続を経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者 （ア）法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者） （イ）法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 （ウ）平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者 （オ）新規の入所希望者（障害支援区分1以上の者）
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話。また、	病院等への長期入院による医療的ケアに加え常時の介護を必要とする障がい者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として ① 筋委縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者 ③ 重症心身障害児施設【改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。】に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者又は障がい児	障害支援区分との関係
	療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。		
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を有する障がい者につき、施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	身体障がい者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がい者を有する障がい者につき、施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。	知的障がい又は精神障がい者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がい者を有する障がい者につき、居室その他の施設を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	知的障がい又は精神障がい者	自立訓練対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい又は精神障がい者

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者又は障がい児	障害支援区分との関係
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。	就労を希望する65歳未満の障がい者	65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者が対象で ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な者 ② あんまマッサージ指圧師免許、はり師又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する者
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。	65歳未満の障がい者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者 ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結び付かなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
就労継続支援B型	就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らない者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、	65歳未満の障がい者 (原則)	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者 又は障がい児	障害支援区分との関係
	生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。		③ ①、②に該当しない者であって、５０歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労の場やＡ型の事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業所が少ない地域において、認定審査会等から意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市が判断した本事業の利用希望者 * Ｂ型利用中の６５歳以上で就労の知識及び能力の向上や維持が期待される期間は利用可能。６５歳以上の新規利用、６５歳以上で介護認定を受けた者は対象外。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応出来るよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	障がい者	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
自立生活援助	定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を行います。	障がい者	障害者支援施設やグループホーム、精神科病棟等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病棟等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 ③ 障がい、疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助が必要な者 * ②、③については人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）

第3節 居住系サービス

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者 又は障がい児	障害支援区分との関係
共同生活援助 (介護サービス包括型)	共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談入浴、排せつ又は食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者	* 65歳以上の身体障がい者については、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。 【認定手続きが不要な者】 入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障がい者であって、申請者本人の意向や障がいの種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定の認定手続きは不要であると判断された障がい者
共同生活援助 (外部サービス利用型)	共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において、日常生活上の援助など基本サービスに加えて受託居宅介護サービスの提供を行います。 (受託居宅介護サービスの種類は身体介護を伴う場合に限る。)	障がい者	* 65歳以上の身体障がい者については、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。 【認定手続きが不要な者】 日常生活上の援助など基本サービスのみを受ける障がい者(受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望しない障がい者)であって、申請者本人の意向や障がいの種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定の認定手続きは不要であると判断された障がい者
施設入所支援	施設入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	障がい者	① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあつては区分3)以上である者 ② 自立訓練又は就労移行支援(以下「訓練等」)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。 ③ 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあつては区分3)より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続を経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に市の判断でみとめられた者

			(ア) 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者） (イ) 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 (ウ) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者 (エ) 新規の入所希望者（生活介護と施設入所支援の組み合わせによっては、障害支援区分1以上の者）
--	--	--	--

第4節 障がい児サービス

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者又は障がい児	障害支援区分との関係
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	障がい児	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児 ① 市等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	障がい児	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は学校の休業日に支援が必要と認められた障がい児
保育所等訪問支援	保育所を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	障がい児	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	外出することが著しく困難な障がい児	重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童通所サービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児 ※重度障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態 ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

第5節 地域相談支援

サービスの種類	サービスの内容	対 象 者	
		障がい者又は障がい児	障害支援区分との関係
地域移行支援	障害者施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	障がい者	次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 ① 障害者支援施設、のぞみ園又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 * 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象 ② 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者 ③ 「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている保護施設（『救護施設』『厚生施設』）に入所している障がい者、及び『矯正施設』に入所しており矯正施設長が施設外で処遇を行うことを認め障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な障がい者 * 申請者が精神科病院に入院する精神障がい者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象 * 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療保護観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	障がい者	① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者等も含む。 * 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の

			連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。 * 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
--	--	--	---

別紙 1

【行動援護対象者】

行動援護と障害支援区分（行動関連事項）との関係

①行動援護の調査項目 12 項目中、評価合計 10 点以上を対象とします。

②判断基準は、原則として 6 カ月程度継続している場合とします。

③てんかん発作については、主治医の意見書により確認します。（児童の場合、意見書は不要）

調査項目	0 点			1 点		2 点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の の者	会話以外 の方法	独自の 方法	コミュニケーション できない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか 判断できない	
大声・奇声を出す	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
異食行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
多動・行動停止	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
不安定な行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
不適切な行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
突発的な行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
過食・反すう等	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週に 1 回以上の 支援が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
てんかん	年 1 回以上			月に 1 回以上		週 1 回以上	

同行援護アセスメント票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目

No	調査項目		0点	1点		2点		特記事項	備考
1	視力障害	視力	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える。	ほとんど見えない	見えているのか判断不能		矯正視力による測定とすること(視力確認表は下図)
2	視野障害	視野障害	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当)		両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当)		視力に上記問題がなく、視野に障がいがある場合に評価すること	
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		—		視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる		できない		夜盲による移動障がいの場合、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。



第4章 介護（相談支援）給付の各障がい福祉とサービスの期間

第1節 介護（相談支援）給付の各障がい福祉とサービスの期間

サービスの種類	利用期間（更新あり） （最短 ～ 最長）
居宅介護 ○身体介護中心	1 か月 ～ 1 年
居宅介護 ○通院介護 （身体介護を伴う場合）中心	
居宅介護 ○家事援助介護中心	1 か月 ～ 1 年
居宅介護 ○通院介護 （身体介護を伴わない場合）中心	
居宅介護 ○通院等のための乗車又は降車の介助が中心	1 か月 ～ 1 年
重度訪問介護	1 か月 ～ 1 年
同行援護	1 か月 ～ 1 年
行動援護	1 か月 ～ 1 年
重度障害者等包括支援	1 か月 ～ 1 年
短期入所	1 か月 ～ 1 年
生活介護	1 か月 ～ 3 年
療養介護	1 か月 ～ 3 年
共同生活援助	1 か月 ～ 3 年
施設入所支援	1 か月 ～ 3 年 （日中活動サービスの有効期間）
地域移行支援	1 か月 ～ 6 か月
地域定着支援	1 か月 ～ 1 2 か月

第2節 訓練給付サービスの期間

サービスの種類	期 間（支給決定期間）	標準利用期間の延長
自立訓練（機能訓練）	1 年 6 か月以内（1 回の決定 1 年以内）	長期入院の場合は 36 か月
自立訓練（生活訓練）	2 4 か月以内（1 回の決定 1 年以内）	長期入院・入所者の場合は 36 か月以内
就労移行支援	2 4 か月以内（1 回の決定 1 年以内）	1 年
就労定着支援	3 6 か月以内（1 回の決定 1 年以内）	—
自立生活援助	1 2 か月以内	1 年
就労継続支援（A 型）	利用期間の制限なし （支給決定期間 1 か月～3 年）	—
就労継続支援（B 型）		
共同生活援助		
共同生活援助（体験利用）	連続 3 0 日以内かつ年 5 0 日以内	—
宿泊型自立訓練	2 4 か月以内（1 回の決定 1 年以内）	長期入院・入所者の場合は 36 か月以内

第5章 介護（相談支援）給付の支給基準

第1節 訪問系サービスの基準（支給量）

支給量の決定については、申請のあった障がい者について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行います。

調査の際、1）地域生活関連、2）就労支援、3）日中活動、4）介護者の有無等、5）居住環境、6）サービス利用状況、7）障がいの状況 の項目については十分に把握します。

その上で訪問系サービスの基準（支給量）については以下の項目をすべて勘案した上で決定します。

①標準となる基準
（支給量）

②介護者の状況による
基準（支給量）の調整

③－1 2人介護の支給基準
③－2 深夜、早朝の支給基準

① 標準となる基準（支給量）

1）日中活動系サービス非利用者（注1）（自宅等）の場合

（時間数／月）

サービス区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
								* 最重度
身体介護・家事援助・通院等介助		10 時間	20 時間	30 時間	40 時間	55 時間	60 時間	80 時間
身体介護・通院介護を使う場合の身体介護、通院介護の上限時間	身体介護 通院身体有	5 時間	10 時間	15 時間	20 時間	35 時間	50 時間	80 時間
	身体介護 通院身体無	5 時間	10 時間	15 時間	20 時間	20 時間	10 時間	—
行動援護		非該当		30 時間	40 時間	50 時間	65 時間	—
同行援護		50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	
重度訪問介護		非該当			140 時間	170 時間	230 時間	250 時間

*【最重度】とは、次のいずれかに該当する者

◆認定調査項目の、2－1「寝返り」が「できない」

4－4「飲水」が「一部介助」「全介助」

4－5「排尿」が「全介助」

これらの介助を深夜にも定期的に必要とする者

◆重度包括支援の対象者

2) 他制度、他サービスを利用している場合（日中活動系サービス利用者（注1））

（時間数／月）

サービス区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
								* 最重度
身体介護・家事援助・通院等介助		10 時間	15 時間	20 時間	25 時間	30 時間	40 時間	60 時間
身体介護・通院介護を使う場合の身体介護、通院介護の上限時間	身体介護 通院身体有	5 時間	5 時間	10 時間	15 時間	20 時間	30 時間	60 時間
	身体介護 通院身体無	5 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	—
行動援護		非該当		20 時間	30 時間	35 時間	45 時間	—
同行援護		50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	
重度訪問介護		非該当			120 時間	150 時間	210 時間	230 時間

*【最重度】とは、次のいずれかに該当する者

◆認定調査項目の、2－1「寝返り」が「できない」

4－4「飲水」が「一部介助」「全介助」

4－5「排尿」が「全介助」

これらの介助を深夜にも定期的に必要とする者

◆重度包括支援の対象者

3) 他制度、他サービスを利用している場合（共同生活援助の利用者）

（時間数／月）

対 象 者	区 分	時 間
行動援護対象者	区分3～区分6	6
重度訪問介護対象者	区分4～区分6	21

（注1） 日中活動系サービス利用者又は非利用者とは

日中活動系サービスなどを利用している （日中活動系サービス利用者）	・法内の障がい者（児）通所施設を利用している ・生活介護、自立訓練、就労移行支援等のサービスを利用している。 ・学校等に通学している ・就労している ・週3日以上、地域活動支援センターを利用している。 （1日の利用時間が4時間以上） など
日中活動系サービスを利用していない （日中活動系サービス非利用者）	・上記のような日中活動系サービスを利用していない。 ・短期入所のみを利用している。 など

4) 障がい児の利用基準

介護給付

サービス区分	支給量
居宅介護（身体・家事）	25時間／月
行動援護	30時間／月
同行援護	30時間／月
短期入所	10日／月

通所サービス

サービス区分	支給量
児童発達支援	当該月の日数－8日
放課後等デイサービス	当該月の日数－8日
保育所等訪問支援	5日／月
居宅訪問型児童発達支援	当該月の日数－8日

＊障がい児に対する2人介護については、個別に検討します。

＊本来、保護者が行う家庭教育の一環としての買い物・調理等の指導は除きます。

＊15歳以上の重度訪問介護、重度障害者包括支援は、障がい者の認定調査項目と同じ調査を行い、審査会に意見を求めた上で支給の要否を決定します。

＊短期入所は1週に1泊2日として、月を5週と勘案するので10日となります。

＊介護者の病気等の理由により一時的に短期入所の標準限度を超える決定をした場合は、短期入所の終了が確定次第、元の支給決定に戻します。ただし、短期入所が10日を超える場合は介護者が不在である旨の書類（診断書）等の提出を求める場合があります。

②介護者の状況による基準（支給量）の調整

支給量を決定するための勘案事項の介護者関連項目からポイントを算出し、そのポイントにより基準支給量を調整します。

★ポイントは調査項目（ア～オ）ごとの該当する項目の数値を積算して算出します。

調査項目		選択肢	
ア	介護者の有無	あり	1
		なし	0
イ	介護者の年齢	18歳以上 65歳未満	× 1
		18歳未満及び 65歳以上	× 0.8
		65歳以上で介護保険適用者	× 0.5
ウ	介護者の在宅時間	18時間以上	× 1.2
		12時間以上 18時間未満	× 1
		12時間未満	× 0.8
エ	介護者の健康状況	良好	× 1
		やや良好	× 0.8
		不良	× 0.5
オ	利用者以外の同居障がい者等	なし	× 1
		あり	× 0.5

＊アの介護者とは、同居している人がいるか、又は近所に介護をしている人がいるかを問います。介護者の介護力については、イ・ウ・エで問います。

★サービスに係る支給量の調整率

上表により算出されたポイントに基づき、A・B・Cの3区分に分け、標準となる基準（支給量）に対して、Aは120%、Bは100%、Cは80%の調整を行います。

区分	算定ポイント	調 整 率	家事・介護能力の判定
A	0.49 未満	支給量 × 1.2	障がい者単身世帯又は介護者が障がい・疾病・高齢・就労等により、日常の家事及び介護能力に欠ける者
B	0.49 以上 1 未満	支給量 × 1	介護者が障がい・疾病・高齢・就労等により、日常の家事及び介護能力に欠ける者
C	1 以上	支給量 × 0.8	介護者が、日常の家事及び介護能力に問題の無い者

(例) ア介護者：あり イ介護者の年齢：65 歳未満 ウ介護者の在宅時間：18 時間以上
エ介護者の健康状況：やや良好 オ利用者以外の同居障がい者等：なし の場合
 $1 \times 1 \times 1.2 \times 0.8 \times 1 = 0.96$ 区分がBとなり支給量 × 1 が基準となる。

③ー1 2人介護の支給基準

2人体制での介護サービスが必要な場合、下記の基準とします。

項 目	対 象 者	加算できる時間
入浴介助	体格が大きい、低筋張、過緊張、骨折や脱臼をし易い 座位保持困難などの身体状況があるため、入浴時に2人 対応が必要な者。かつ適切な介護者が得られない者。	1 時間 × 15 日 = 15 時間
外出支度のた めの介助	区分6で移乗が全介助、かつ更衣・移乗等外出の準備に 必要な支援で2人介助が必要な者。さらに適切な介護者 が得られない者。	1 時間 × 31 日 = 31 時間

*上記以外の理由で、障がい者に対する2人介護については、個別に検討します。

③ー2 深夜・早朝の支給基準

区分5または区分6で、障害支援区分の認定調査項目のうち、「寝返り」が「できない」
「飲水」「排尿」が「全介助」の者で、適切な介護者が得られず、深夜・早朝の介護を必
要とする者は、62時間を上記の基準（支給量）に加算することができます。

◆身体介護で加算が必要な者

$$62 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 時間} \times 4 \text{ 回} \times 31 \text{ 日}$$

◆重度訪問介護で加算が必要な者

$$124 \text{ 時間} = 1 \text{ 時間} \times 4 \text{ 回} \times 31 \text{ 日}$$

* 1か月あたりの支給量を定める算定方法

$$\text{週間支給量} \times 5 = \text{月支給量}$$

第2節 日中活動系、居住系サービスの基準（支給量）

サービスの種類	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
生活介護		各月の日数から 8 を差し引いた日数以内				
就労継続支援（A 型）	各月の日数から 8 を差し引いた日数以内					
就労継続支援（B 型）	各月の日数から 8 を差し引いた日数以内					
短期入所	1 0 日以内					
共同生活援助	各月の日数					
共同生活援助（体験利用）	連続 3 0 日以内かつ年 5 0 日以内					
施設入所支援			各月の日数			

*短期入所は1週に1泊2日として、月を5週と勘案するので10日となります。

*介護者の病気等の理由により一時的に短期入所の標準限度を超える決定をした場合は、短期入所の終了が確定次第、元の支給決定に戻します。ただし、短期入所が10日を超える場合は介護者が不在である旨の書類（診断書）等の提出を求める場合があります。

共同生活援助（外部サービス利用型）の受託居宅介護サービスの基準（支給量）

障害支援区分	支給標準時間
区分2	150分／月
区分3	600分／月
区分4	900分／月
区分5	1,300分／月
区分6	1,900分／月

第3節 訓練給付サービスの利用基準

サービスの種類	支給決定期間			利用期間	標準利用期間の延長
	最 短	最 長	暫定支給期間		
自立訓練（機能訓練）	1ヵ月	1年	最長2ヵ月	1年6ヵ月以内	1年6ヵ月
自立訓練（生活訓練）				24ヵ月以内、長期入院・入所者の場合は36ヵ月以内	1年
就労移行支援				24ヵ月以内	1年
就労定着支援			なし	36ヵ月以内	
自立生活援助				12ヵ月以内	1年
就労継続支援（A型）	1ヵ月	3年	最長2ヵ月	利用期間の制限なし	
就労継続支援（B型）	1ヵ月	50歳に達している者（3年） 以外の者（1年）	なし		
共同生活援助	1ヵ月	3年	なし		
共同生活援助（体験利用）	1ヵ月	1年	なし	連続30日以内 かつ年50日以内	

第4節 地域生活支援事業

サービス区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
移動支援	市の要綱に基づきます					
日中一時支援	市の要綱に基づきます					

＊日中一時支援事業の、4時間未満・4時間以上8時間未満・8時間以上の各々を1日としてカウントします。

第6章 計画相談支援給付の支給基準

障害福祉サービスの申請もしくは変更申請をする障がい者・障がい児の保護者は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者によるサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成について、利用することができます。

第1節 計画相談支援基準

① 指定サービス利用支援

- 1) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等
- 2) 障害福祉サービス利用に伴う、サービス等利用計画案の作成にあたり、利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障がい児の保護者の文書による同意
- 3) 障害福祉サービス利用に伴う、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画作成後の利用者又は障がい児の保護者及びサービス提供事業所等へのサービス等利用計画案及びサービス等利用計画の交付
- 4) サービス担当学会議の開催等によるサービス提供事業所等への説明及び専門的な意見の聴取
- 5) サービス担当学会議終了後、サービス等利用計画案を市へ提出

＊ 以上の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない。

② 継続サービス利用支援（モニタリング）

- 1) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障がい児の保護者への面接等
- 2) サービス等利用計画が適切であるかどうかについて上記①の 1) から4) までに準じた計画の見直しを行い、その結果に基づき、法に規定される便宜の供与を行った場合に報酬対象となります。

＊ ただし、報告書の提出をもって報酬対象となります。

【参考】障害者総合支援法第5条22項

***留意事項**

サービス等利用計画の作成等については、サービス提供事業者との中立性の確保や、サービス提供事業者との異なる視点での検討が欠如しかねないことから、当該者が利用するサービス提供事業者（訪問看護を含む）が同一法人（親族法人を含む）に所属しない相談支援専門員がサービス等利用計画の作成、継続サービス利用支援を実施すること。

例えば

- ① 利用者が訪問看護を利用している場合。

この、訪問看護が属する事業所（法人等も含む）の相談支援専門員がサービス等利用計画の作成、継続サービス利用支援を実施することは出来ません。

- ② 利用者が訪問系または日中活動系サービスを利用している場合。

この、サービス提供事業所が属する事業所（法人等も含む）の相談支援専門員がサービス等利用計画の作成、継続サービス利用支援を実施することは出来ません。

第2節 モニタリング期間の設定について

対象者の状況等	標準期間
(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者	利用開始から3か月間、毎月（状態によってはこの限りではない）
(2) 在宅の障害福祉サービス利用者 a) 障害者支援施設等からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 b) 単身世帯、同居家族の障害・疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 c) 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに重知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）	毎月
(3) 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（a及びbに掲げる者を除く）のうち次に掲げる者 ア) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）を利用する者 イ) 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者（アに掲げる者を除く。）	3ヶ月ごと
(4) 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用する者、療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援又は地域移行支援を利用する者（(1)から(3)に掲げる者を除く。）	6ヶ月ごと

* (3) のアに該当する者のうち、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（日中サービス支援型）を除く障害福祉サービスを利用する者及び(3) のイに該当する者については、平成31年度から適用する。

* 重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者がサービスの実施状況の把握を行うため、原則として支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施します。

【勘案事項】

以下の勘案事項を踏まえ、実施月を設定します。指定特定相談支援事業者が提案するモニタリング期間の妥当性を考慮し、五島市は実施月を個別に決定します。市にご相談ください。

* 勘案事項の内容 *

- ① 障がい者等の心身の状況
- ② 障がい者等の置かれている環境
- ③ 総合的な援助の方針
- ④ 生活全般の解決すべき課題
- ⑤ 提供されるサービスの目標及び達成時期
- ⑥ 提供されるサービスの種類、内容、量等

例) 障害福祉サービスを新規で利用し、支給決定の有効期間が H24. 5. 1～ H25. 4. 31 の場合

- ・ 計画相談支援給付費等の支給期間 H24. 4 ～ H25. 4
- ・ 継続サービス利用支援の実施月 H24. 5 H24. 6 H24. 7 H24. 10 H25. 4

＊ ただし、個別に勘案すべき事項があると認められる場合は、実状に応じて市に相談してください。

平成 2 5 年 1 0 月 1 日 初版
平成 2 6 年 4 月 1 日 改訂（第 2 版）
平成 2 7 年 4 月 1 日 改訂（第 3 版）
平成 2 8 年 4 月 1 日 改訂（第 4 版）
平成 3 0 年 6 月 1 日 改訂（第 5 版）
令和 4 年 4 月 1 日 改訂（第 6 版）

障害者総合支援法等の法改正に応じて、この冊子についても随時、変更を行う
こととお断りいたします。